

東京地方事務所の 準備状況と今後の課題

東京三弁護士会日本司法支援センターに関する協議会委員長
亀井 時子



日本司法支援センターは呼称を「法テラス」とし、2006年4月に設立、10月に業務が始まる。LIBRA2005年3月号特集「日本司法支援センター—準備はどこまで進んだか」で、「東京地方事務所の課題」を報告してから1年がたち、設立目の準備状況と今後の課題について報告する。

(※なお、本稿中の引用条文は、断りのないかぎり総合法律支援法をさす。)

東京地方事務所について

東京では、東京都内に全部門を統括する東京地方事務所、八王子管内の管理部門及び業務部門を統括する八王子支部(弁護士会多摩支部からは、名称を多摩支部にしたいとの希望が出ている)、その他、既設の新宿、上野、池袋、渋谷、立川の援助センターの扶助業務をそのまま引き継いだ各出張所の設置が決まっている。

呼称は「法テラス東京」「法テラス八王子」等が検討されており、支援センター設立後に決められる。

東京都内の法テラスの場所については、日本司法支援センター東京地方準備会、東京三弁護士会日本司法支援センター協議会及びその中のプロジェクトチームで協議してきたが、2006年2月、四谷駅前ビル7階建の1、2、3階を賃借する契約を締結した。四谷駅前ビルはみずほ銀行が立ち退いた後の全スペースで、JRと地下鉄の四谷駅の真ん前、市民の利便性にもかなう、交通至便の場所である。総面積は376坪、家賃は共益費込みで坪約2万1400円である。市民のために弁護士会相談センターとのワンストップが望ましいとの日弁連の基本方針により、東京地方準備会と三弁護士会は、法テラスと弁護士会相談センター双方が同一の場所で利用できる物件選定を進めてきた。1階から3階までのうち、法テラスと弁護士会相談センターとをどう区

分するか等、レイアウトを検討しているところである。

現在、八王子援助センターは、京王八王子駅前のビルにあり、民事法律扶助業務のみを実施している。八王子支部は、民事のみならず、国選弁護も含めて全ての業務を実施することになるので、あらためて場所、職員の配置が問題となる。現在のビル内において拡充する方向で検討している。

法テラス東京地方事務所の所長は、軍司育雄弁護士(一弁)がすでに決まっており、東京地方準備会を主宰して準備を進めている。弁護士事務局長及び副所長5名は、それぞれ八王子、総務、民事、刑事担当として予定者が決まり、司法書士会からも1名が予定されている。職員は81名、うち常勤職員は55名。法律扶助協会からの移籍を中心に、東京三会、日弁連、地裁等にも職員の移籍、出向をお願いしている。地方事務所内の組織として、例えば現行の運営委員会を希望する意見が各地からあがっているが未だ確定してない。

法テラスの業務

(1) 情報提供業務

総合法律支援法は、法テラスにおいて情報提供業務を新しく設けた(30条1項1号)。

法的な問題の早期発見、早期解決のため、資力に関係なくすべての市民に対して初期の援助として必要な情報を提供し、適切な相談機関を紹介する制度である。そのために、法テラスは、各相談機関と有機的な司法ネットワークを組み、「いつでも、どこでも、誰でも、紛争解決に有効な情報を入手」できる仕組みを構築しようとしている(4頁図3参照)。

① 第一次情報提供：コールセンター

その拠点の第一がコールセンターである。年間約200万件の電話相談や問い合わせが法テラスに集中す

ることを想定し、全国に1つのコールセンターの電話番号を広報し、第一次的に集中対応する。原則としてオペレーターがFAQ（よくある質問）により情報提供し、その範囲を超える質問については、各地の法テラス、または直接、弁護士会、司法書士会等の連携機関に転送して振り分ける。

②第二次情報提供：情報提供担当職員による対応

転送を受けた法テラスは、第二次情報提供機関として情報提供担当職員を配置し、電話または面接により対応し、さらにきめ細かく適切な相談機関に振り分ける。もちろん、直接、法テラスへの電話または受付に訪れる相談者にも対応することになる。情報提供により市民の需要を掘り起こすこと及び法テラスの業務の効率化にも寄与すると考えられている。

情報提供担当職員は非常勤（時給制）で、消費生活相談員が約7割、法律専門職その他自治体職員等が3割と予定されている。東京では、本部、支部、出張所（現在の援助センター）を含めて全部に配置することになっているが、常時11名、110コマと予定されている。法律専門職者としては、司法書士会がすでに希望しており、弁護士も可能であるが、時給は同額とされている。

③鳥取県における情報提供業務試行

2005年12月に鳥取県において、2週間、消費生活相談員が対応するコールセンターの試行をした。その結果453件の電話を受け、約半分が弁護士、司法書士の面談相談に振り分けられた。自治体のコールセンターの資料では、9割近くが、電話だけで対応完了していたが、鳥取の試行では法律関連の問い合わせが多く、

このうち半分が法律専門家に紹介されたことから、コールセンターにより市民の需要が高まるが見込まれる。受け皿としての弁護士会の相談体制も充実する必要があることが認識された。

また、第一次情報提供にも情報提供担当職員の配置が必要ではないか等の検討課題も明らかになった。そこで、中都市の水戸市で3月に1週間、オペレーターによるコールセンターの試行をすることになっている。その結果により構想の再検討もありうる。東京では、2006年10月の業務開始を前に、8月ころからコールセンターの先行実施も検討しており、受け皿として弁護士会の協力もお願いしたい。

(2) 民事法律扶助業務

民事法律扶助業務は、法テラスにそのまま移行し、法律相談援助、代理援助、書類作成援助が基本となる（30条1項2号）。しかしながら、検討課題とされていた対象事件、対象者の範囲、償還制のあり方、報酬等も改善されずに問題点をかかえたまま移行することになった。今後、これらを見直し、改善していかなければならない。従来は弁護士会依存型の法律扶助事業のため、弁護士会の姿勢、力の差が事業にも反映され、各地の格差が顕著であった。法テラスの設立によって、全国一律の制度として機能させるため、全国的には大きな変動もありうるが、東京では、民事法律扶助法の原則通り事業を実施してきたこともあり、ほとんど変わらないと考えられている。問題点を未だかかえた扶助事業であるが、担い手の中心は弁護士になるため、会員には全面的な協力をお願いしたい。

業務方法書、事務取扱規程等諸規則

民事法律扶助に関する業務方法書、事務取扱規程は法律扶助協会を中心に案を策定、各弁護士会に意見を照会しているところであるが、概要を報告する。

(1) 扶助相談

現在は、法律扶助協会職員が弁護士会館1階の法律相談総合受付を行ない、相談者の希望と資力により扶助相談と弁護士会相談センターとに振り分け、3階の左右の相談室に移動している。結果的にはおおむね有

鳥取県における情報提供業務試行の概要

(2005年12月1日～14日)

○総受理件数

453件

○平均応答時間

10.55分

○相談種別

問合せ：70件 相談：373件

○主な相談内容

金銭トラブル：149件 相続：44件
土地トラブル：41件 離婚：33件

○弁護士会への紹介件数

136件

* 法テラス・鳥取県における情報提供業務
試行の業務管理レポートから抜粋

料6, 扶助4の割合となっている。四谷の法テラスでも、このワンストップの手法を引き継ぐべく努力しているところであるが、法テラスでの扶助相談に、新たに司法書士も相談員として配置することも検討している。司法書士法改正により、2003年4月から一定の研修を経て認定された司法書士に簡易裁判所における訴訟代理権が付与された。法テラスにおいても、弁護士とともに市民に対する法的サービス提供者として協働していくことは自然の流れである。

なお、弁護士会館の3階においても、法テラスは若干の場所を確保して出張所として機能させたいと希望している。

相談登録弁護士、相談登録司法書士による各事務所における相談も従前通り実施され、資力要件等の審査は相談担当者の判断で行なうことになる。全国的には、従来、支部相談を行わず相談登録弁護士だけで扶助相談を実施してきた支部も多く、法テラスの地方事務所における相談の実施に躊躇する向きもあるが、日弁連は、既に法テラス事務所における相談を基本とする方針を出している。

(2) 審査制度

利用しやすい扶助制度とするために、扶助申込みの多様化を図るとともに、現在各地で取扱いの異なる援助決定の審査制度を改善する。

東京でも迅速、公平、統一、効率的な審査をめざし、現行の審査体制を見直すことにしている。毎日、午前午後とも審査員を配置し迅速に審査できる体制、複数審査だけでなく単独審査、書面審査等も検討している。審査員として会員の協力をお願いしたい。

(3) 免除制度

現行は、立替金の免除は1件ごとに法務大臣の認可を経ているが、法テラスは、自らの判断で免除決定することができる。免除申請手続きの簡略化、償還不能の事案について適切な償却を検討している。

法律扶助協会が行なってきた自主事業

総合法律支援法の定める業務の範囲(30条)には、現在法律扶助協会が行なっているいわゆる自主事業は

含まれない。法律扶助協会は本部自主事業として刑事被疑者弁護援助、少年保護事件付添扶助、犯罪被害者法律援助等、東京都支部自主事業として子どもの人権、外国人 인권救済事業等を実施してきた。刑事被疑者弁護援助の一部は本来事業とされたが、その他は取り残された。これらの自主事業については2007年3月の法律扶助協会解散後も弁護士による援助が継続されるべきである。

日弁連は、各弁護士会の事務負担や将来は法テラスの本来事業に移行すべきとの観点から、日弁連と法律扶助協会から法テラスに委託(30条2項)する方向が望ましいと考えている。財源は、刑事、少年事件については当番弁護士等緊急財政基金(2007年5月期限)を基本と考えているが、日弁連は、基金の存続の可否を検討し始めた。自主事業の貴重な財源である法律扶助協会の贖罪寄付も弁護士会を受け皿とすることを検討している。自主事業の委託について、日弁連は各弁護士会の意向を照会しているところである。

法テラスと弁護士会

法律扶助事業は、1952年発足以来50年以上、財団法人法律扶助協会により実施されてきた。法律扶助協会は当初、日弁連により、日弁連の事業として設立された。1958年国庫補助金の助成後においても、また2000年民事法律扶助法が制定された後も、日弁連と弁護士会の人的物的支援のもとに法律扶助事業は運営されてきた。そのことが、法務大臣の指定法人である法律扶助協会が、実質的に官からの独立を維持してきた礎にもなっていた。

総合法律支援法のもと独立行政法人類似の法人として運営されることになった法テラスは、法律的には弁護士会からも独立し、法務大臣の監督を受ける法人となる。そこでは、弁護士会、弁護士は法的サービスの提供者として位置づけられる。しかしながら、法テラスを市民のための制度として発展させるには、官からの運営の独立性、自立性を確保していくことが求められており、そのためにも弁護士会、弁護士は法テラスのサービス提供者として安住することなく、従来のように運営等にも積極的に関わっていかねばならない。会員の協力を切にお願いしたい。